

令和 8 年度独立行政法人情報処理推進機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人情報処理推進機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 8 年度の調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 令和 7 年度の契約状況は、表 1 のとおりであり、契約件数は 305 件、契約金額は 170.1 億円である。このうち、競争性のある契約は 241 件（構成比 79.0%）、143.6 億円（同 84.4%）、競争性のない随意契約は 64 件（同 21.0%）、26.5 億円（同 15.6%）である。

令和 6 年度と比較して、合計の契約件数では 36 件の増加（前年比+13.4%）、契約金額では 91.1 億円の増加（前年比+115.5%）となった。競争性のある契約の契約件数は 18 件の増加（前年比+8.1%）、契約金額は 94.7 億円の増加（前年比+194.0%）となった。競争性のない随意契約の契約件数は 18 件の増加（前年比+39.1%）に対し、契約金額は 3.6 億円の減少（前年比△11.9%）となった。

競争性のない随意契約の件数が増加した主な要因は、複数年となる案件、本年度限りの案件が含まれたこと（12 件）等によるものである。

表 1 令和 7 年度の情報処理推進機構の調達全体像 (単位：件、億円)

	令和 6 年度		令和 7 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(51.3%) 138	(52.4%) 41.4	(50.5%) 154	(78.1%) 132.8	(△0.8%) 16 [11.6%]	(25.7%) 91.5 [221.2%]
企画競争・公募	(31.6%) 85	(9.5%) 7.5	(28.5%) 87	(6.3%) 10.7	(△3.1%) 2 [2.4%]	(△3.2%) 3.2 [43.4%]
競争性のある契約 (小計)	(82.9%) 223	(61.9%) 48.8	(79.0%) 241	(84.4%) 143.6	(△3.9%) 18 [8.1%]	(22.5%) 94.7 [194.0%]
競争性のない随意契約	(17.1%) 46	(38.1%) 30.1	(21.0%) 64	(15.6%) 26.5	(3.9%) 18 [39.1%]	(△22.5%) △3.6 [△11.9%]
合 計	(100%) 269	(100%) 78.9	(100%) 305	(100%) 170.1	 36 [13.4%]	 91.1 [115.5%]

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の〔 〕書きは、令和 7 年度の対 6 年度伸率である。

- (2) 令和 7 年度の競争性のある契約のうち一者応札・応募の状況は、表 2 のとおりであり、契約件数は 64 件（構成比 26.6%）、契約金額は 19.2 億円（同 13.4%）である。このうち、競争入札等における一者応札の状況は、表 3 のとおりであり、契約件数は 55 件（同 18.4%）、契約金額は 18.4 億

円（同 13.8%）である。

令和 6 年度と比較して、一者応札・応募による契約件数は 8 件減少（前年比△11.1%）、契約金額は 5.9 億円減少（前年比△23.4%）と、いずれも減少した。このうち、競争入札等における一者応札による契約件数は前年同数となった。一方で、契約金額は 5.3 億円減少（前年比△22.4%）となった。

競争性のある契約の件数が減少した主な要因は、表 3 のとおり、調達の相手方が一者に限定されると考えられる案件について、その事実を確認するために公募とした案件が 9 件と 8 件減少したこと等によるものである。

表 2 令和 7 年度の情報処理推進機構の応札・応募状況（単位：件、億円）

		令和 6 年度	令和 7 年度	比較増△減
二者以上	件数	151 (67.7%)	177 (73.4%)	26 (5.7%) [17.2%]
	金額	23.8 (48.7%)	124.4 (86.6%)	100.6 (37.9%) [422.7%]
一者	件数	72 (32.3%)	64 (26.6%)	△8 (△5.7%) [△11.1%]
	金額	25.0 (51.3%)	19.2 (13.4%)	△5.9 (△37.9%) [△23.4%]
合 計	件数	223 (100%)	241 (100%)	18 [8.1%]
	金額	48.8 (100%)	143.6 (100%)	94.7 [194.0%]

（注 1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注 2） 合計欄は、競争性のある契約（一般競争、企画競争、公募）を行った計数である。

（注 3） 比較増△減の〔 〕書きは、令和 7 年度の対 6 年度伸率である。

表 3 令和 7 年度の情報処理推進機構の応札・応募の契約形態別内訳（単位：件、億円）

応札		競争入札等		企画競争		公募		合計	
(応募) 者		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
二者以上	件数	83	99	61	75	7	3	151	177
	金額	17.7	114.5	5.3	9.5	0.8	0.4	23.8	124.4
一者	件数	55	55	—	—	17	9	72	64
	金額	23.7	18.4	—	—	1.4	0.8	25.0	19.2
合計	件数	138	154	61	75	24	12	223	241
	金額	41.4	132.8	5.3	9.5	2.1	1.2	48.8	143.6
一者の割合	件数	39.9%	35.7%	—	—	70.8%	75.0%	32.3%	26.6%
	金額	57.3%	13.8%	—	—	63.8%	65.6%	51.3%	13.4%

（注） 金額は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

（1） 上記1. の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、引き続き競争性の確保に努め、一者応札の改善について重点的に取り組むこととする。

- ・ 一者応札の低減に向けた取組

競争入札等により調達する案件について、前年度に引き続き、①から④の取組を実施することにより、一者応札の発生を極力抑制し、一層の競争性の確保を目指す。

- ① 仕様書の明確化、発注単位等の見直し、入札公告期間の十分な確保
- ② 提出困難な資料の提出を求めているかなど、特定の者のみ応札可能な仕様書とならないよう一層留意
- ③ 機構の広報などのメール配信希望者に対して、入札公告の情報を配信
- ④ 入札説明会に参加したものの、応札しなかった業者等から、所定の様式により意見や見送理由などを聴取し、複数応札につながる改善方法を検討

なお、一者応札となった場合には、その原因等を把握し、次回以降の調達に活用

【一者応札の取組状況】

（2） 政府全体で進められている諸施策に係る取組

官公需法に基づく価格転嫁等対策について、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」（令和8年4月6日）に規定されている「令和8年度末までに100%の実施を達成すべき措置」及び「令和9年度末までに100%の実施を達成すべき目標」並びに「各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について」（令和7年12月16日府省庁等申合せ）の内容を踏まえ、これらの実現に向けた取組を行う。

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

（1） 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件（少額随意契約を除く。）については、事前に役員会等に付議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急を要する場合等止むを得ないと認められる場合は、役員会等に事後報告を行うこととする。

【役員会等：付議率100%】

（2） 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

従来から、調達に関する内部マニュアルを作成するとともに、調達担当職員を対象とした定期的な研修を行っているが、今後についてもこれらを継続する。

このうち、研修については、調達担当職員による内部マニュアルの定着状況に応じて研修計画の見直しを行う。

また、内部マニュアルの内容について、これまでの事例等を踏まえ、適切に改訂を行う。

さらに、不祥事及び不適切な事務処理等の発生を未然に防止するとともに、これらが生じた場合の原因分析・再発防止の検討結果と対応策については、内部監査部及び監事とも連携し、その意見も踏まえて適切に対応する。

【研修の実施回数：年2回以上】

(3) 調達関連業務のさらなる公平性・透明性の確保に向けた取組

「外部専門家による試験関連入札業務の適正性に関する調査結果の公表並びに提言を踏まえた今後の対応」(2026年1月9日)にて公表した通り、外部専門家から提言として示された課題や改善の方向性を踏まえ、改善策として公表した取組を具体化し確実に運用するとともに、調達・契約を含む業務運営全般について、さらなる公平性・透明性の確保に最大限努める。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事長を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	理事長
副総括責任者	理事（バックオフィス担当） 経営企画センター長 財務部長 経営企画部長
メンバー	イノベーション部長 デジタルトランスフォーメーション部長 人事部長 デジタル改革推進部長 国際・産業調査部長 戦略コミュニケーション部長 金融支援部長 デジタルアーキテクチャ・デザインセンター長 アーキテクチャ戦略企画部長 デジタル基盤センター長 デジタル基盤センター 企画部長 デジタル人材センター長 デジタル人材センター 企画部長 セキュリティセンター長 セキュリティセンター 企画部長 産業サイバーセキュリティセンター長 産業サイバーセキュリティセンター 企画部長 AIセーフティ・インスティテュート所長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、理事長が定める基準（新規の随意契約、一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件及び過去からの一者応札案件の改善状況の事後点検を受け、審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、当機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。